

## 教育委員会7月定例会会議録

1. 日 時 令和5年7月25日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 福 島 幸 子  
委 員 高 橋 信 子
  
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 中 島 健 一 郎  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司  
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也  
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 田 上 秀 之  
図 書 館 武 藤 知 子 博 物 館 木 塚 久 仁 子  
上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
  
5. 議 題  
(1) 議 案  
議案第19号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)  
議案第20号 令和6年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について (指導課) (非公開)
  
- (2) その他  
① 土浦市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (指導課)  
② 土浦市文化財保存活用地域計画の文化庁長官認定について (文化振興課)  
③ 第24回「土浦薪能」の開催について (文化振興課)
  
6. 傍聴者 なし

### 7. 議事内容

教育長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年7月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというところで進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。

議案第20号 令和6年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について、ですが、こちらは令和6年度に使用する教科書の採択結果についてであり、採択結果の公表前であることから非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは議案第 20 号については、非公開といたします。  
なお、本日は傍聴者がいませんので次第のとおり進めさせていただきます。  
それでは、次第の 2 番、「教育長報告事項について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課 塚本課長。

————— 6 月 27 日以降の行事について報告 —————

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次第の 3 番、議案へ移ります。

議案第 19 号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課 教育総務課です。資料②- 2 をお願いします。

土浦市教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務の決裁について、事務執行の責任体制を確立し、事務運営の効率化を図ることを目的に各事務処理の専決・代決事項等について定めているものでございます。

1 の改正の趣旨でございますが、本規程において旅費の支出に係る専決処分を定めるための一部改正でございます。

2 の改正の内容といたしましては、本規程において第 3 条から第 6 条において定めている各職階の専決事項をまとめた別表第 1 財務事項等別専決基準表の (2) 財務関係において、旅費の支出負担行為に係る専決区分を追加し、課長・施設長の専決を加えるものでございます。

これまで、旅費の支出負担行為に係る専決区分については、本規程別表第 1 (1) 庶務関係において定めている、出張の際に伺う、旅行命令及び復命の受理の専決基準を適用しておりましたが、この度、財務関係を改めて整理し、旅費の支出負担行為について専決区分を定めるものでございます。

詳細については、別添の訓令案及び新旧対照表等を御参照ください。

施行日は、公表の日とからいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 私から一点よろしいでしょうか。

今回、なぜこの改正を行うのか理由を教えてください。

教育総務課 はい。今回、改めて旅費規定を見直しましたところ、これまで庶務規定のほうを適用してございました。支出負担行為につきましては規定が無かったものから、改めて支出負担行為に必要な専決区分を追加するものでございます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御意見、御質問等はございますか。内部的な事務規程の整理でございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第 19 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第 19 号は原案のとおり可決することに決しました。続きまして、議案第 20 号 令和 6 年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決

書の提出について、指導課から説明をお願いします。  
田上課長。

【議案第 20 号「令和 6 年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」を協議】（非公開）

教育長 それでは、議案第 20 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第 20 号は原案のとおり可決することに決しました。  
議案は以上ですので、続いて次第の 4 番、その他へ移ります。  
その他の 1 番、「土浦市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、指導課  
から説明をお願いします。  
田上課長。

指導課 ———土浦市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について説明———

教育長 よろしいでしょうか。鈴木委員、どうぞ。  
鈴木委員 この協議会はいじめが発生した場合に行う会議なのですか。それとも定期的に開催  
されるものですか。

教育長 田上課長。  
指導課 基本的に、土浦市いじめ問題対策連絡協議会については年に 2 回ほど、定期的に関  
係機関の連携を図るため、または市内で起きているいじめに関する諸問題について  
の対応についての協議をするための会でございますが、もちろん今委員がおっ  
しゃったように、いじめ事案が発生した際に、学校と教育委員会がどのような連携  
をして問題解決に当たっていけばよいかの中身について協議をしていただく場合も  
ありますので、臨時に集まる場合もあります。

鈴木委員 はい、ありがとうございます。

教育長 続きまして、その他の 2 番、「土浦市文化財保存活用地域計画の文化長官認定につ  
いて」、文化振興課から説明をお願いします。  
中澤課長。

文化振興課 ———土浦市文化財保存活用地域計画の文化長官認定について説明———

教育長 御質問などございますか。鈴木委員。  
鈴木委員 一番下に、土浦市とかすみがうら市の文化財保存活用地域計画が認定された、とあ  
りますけれども、これは土浦市とかすみがうら市が一体となつての計画ですか。

教育長 中澤課長。

文化振興課 土浦市とかすみがうら市が今年度、同時に計画申請書を上げまして、それぞれ個別  
に認定を受けたというものでございます。

鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 続いて、3 番 第 24 回「土浦薪能」の開催について、文化振興課からお願いしま  
す。  
中澤課長。

文化振興課 ———第 24 回「土浦薪能」の開催について説明———

教育長

よろしいでしょうか。

続いて、次第にはございませんが、図書館から資料の掲載について御案内があります。  
武藤館長。

図書館

——令和5年度版 図書館要覧について案内——

教育長

それでは、本日の案件は以上となります。次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課

——次回の定例会日程等について案内——

教育長

ただいま8月定例会の日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょう。それでは、次回の定例会は8月22日火曜日の午後4時からとなります。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年7月の教育委員会定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。